

四国中央市自主防災組織結成等支援事業補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日

告示第 41 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内の自治会等が行う自主防災組織結成等の事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で四国中央市自主防災組織結成等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自主防災組織の結成等の活動を促進し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災資機材の整備等に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 前項に規定する補助金の限度額は、結成された世帯数の区分に応じ、それぞれ別表に定めるところによる。

(結成の届出)

第 3 条 自主防災組織を結成したものは、自主防災組織結成届出書（別記様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(交付申請等)

第 4 条 前条の承認を得たものが補助金の交付を受けようとする場合の手続は、四国中央市補助金等交付規則（平成 16 年規則第 49 号。以下「規則」という。）の例による。

2 規則第 4 条の補助金等交付申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約等
- (2) 防災資機材等見積書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 規則第 12 条の補助金等交付請求書には、結成等に要した費用を証する書類の写しを添付しなければならない。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助金の限度額

結成世帯数	補助金の限度額
30 世帯まで	45,000 円以内
50 世帯まで	70,000 円以内
100 世帯まで	100,000 円以内

150 世帯まで	130,000 円以内
200 世帯まで	150,000 円以内
300 世帯まで	180,000 円以内
301 世帯以上	200,000 円以内